

意見内容等について

番号	意見の内容	意見に対する考え方	政令(案)等の修正
1	<p>1. 航空法の航空機は、人が乗れるものに限られることから、これに無人航空機が含まれることはない。 自衛隊法の装備移転航空機には、人が乗れない無人航空機も含むのか？</p> <p>2. 無人航空機とミサイルとの関係を明らかにするべきである。</p>	<p>1. 自衛隊法第 107 条においては、「航空機」の定義を航空法から引用しておらず、「装備移転航空機」は航空法における「航空機」と「無人航空機」の両方を含みます。本告示においては、航空法上の定義に沿って規定しており、「装備移転無人航空機」を「装備移転航空機のうち無人航空機（航空法（略）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機をいう。）であるものをいう」と定義した上で、第 2 章から第 4 章では「装備移転航空機（航空法第 2 条第 1 項に規定する航空機に限る）」として、それぞれについての規定を書き分けています。</p> <p>2. 本告示は、自衛隊法第 107 条第 5 項の規定に基づき、装備移転航空機（無人航空機を含む。）の安全性に関する基準、装備移転航空機の運航に関する基準及び装備移転航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準を定めたものです。このうち、無人航空機に関しては、航空法第 2 条第 22 項に規定する無人航空機を言います。</p>	なし
2	つまるどころ、自衛隊航空機を（戦闘機・戦闘輸送機と	防衛装備移転三原則においては、	なし

	<p>して使用する)海外に売却・譲渡する法律ではないか。 そのための 装備移転に反対だ。 日本国憲法では 戦力の不保持が定められている。 他国に譲渡するからと言っても、国内に有れば それは戦力となってしまうだろう。 ましてや、それが戦争に使われるとなれば 平和憲法にも国際平和条約にも ひびを入れる行為だ。 断固 反対する。</p>	<p>国連憲章を順守するとの平和国家としての基本理念を堅持することとされており、防衛装備移転については、防衛装備移転三原則に従って対応してきております。 この点、国際の平和及び安全を維持することや国際紛争の平和的解決等を定めている国連憲章を遵守することは、憲法前文において宣明している平和主義に沿うものであると考えています。</p>	
3	<p>第3章第1節第3及び第7において、「飛行場の管理者」との規定があるが、ここでいう「飛行場の管理者」とは、自衛隊の飛行場の設置管理者たる防衛大臣を指す、という理解でよいか。仮に防衛大臣ではなく、当該自衛隊の飛行場に責任を有する部隊等の長のことを指すのであれば、この規定ではどの者が責任を有するのかが判然としないため、カッコ書き等で管理者の定義を明確化する必要があるのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、当該規定の飛行場の管理者の定義を明確にしました。</p>	あり
4	<p>第3章第1節第14の規定は、既に自衛隊法施行令第159条第2項の規定により読み替えられた航空法第79条の規定に盛り込まれていることから、上位法令と重複する内容を本告示に規定する必要はなく、削除すべきである。</p>	<p>自衛隊法第107条第7項では、装備移転航空機を製造する者は、同条第5項の基準に適合していることについて、防衛大臣の確認を受けなければならないことを定めています。 その上で、ご指摘の本告示第3章第1節第14の規定は、装備移転航空機が飛行場以外の場所等における離着陸を行う場合、当該装備移転航空機及び公共の安全の確保のために自衛隊法第107条第7項の確認を受ける必要があることから、自衛隊法第107条第5項の基準として、防衛大臣の許可を受ける必要があることにつ</p>	なし

		<p>いて、当該許可を必要とする場合をその手続きと共に示すものです。</p> <p>他方、自衛隊法施行令によって読み替えられたご指摘の航空法第 79 条については、防衛大臣の認めた場合を除いて、飛行場以外の場所等における装備移転航空機の離着陸を禁じることを、同法において定めるものです。</p> <p>以上のとおり、両者は、その目的及び内容を異にするものであり、重複するものではありません。</p>	
5	<p>第 3 章第 2 節第 3 の「製造者は、装備移転無人航空機の飛行を自衛隊の施設内で行う場合には、飛行場を管理するために発する指示及び飛行場について定められた運航上の基準その他当該施設を管理するために定められた基準に従わなければならない。」とする規定は、製造者がどのような者（又は機関等）の指示又は基準に従うべきかが明らかでない。そのため、どのような者（又は機関等）の指示又は基準に従うべきか、当該者（又は機関等）が有する法令上の権限等を踏まえ、規定中に明確に示すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、当該規定の飛行場の管理者の定義を明確にしました。</p>	あり
6	<p>自衛隊法第 107 条第 1 項の規定に基づき、装備移転航空機（装備移転無人航空機を含む）については、航空法第 132 条の 85 が適用除外とされている。そのため、同条の細目たる航空法施行規則第 236 条の 71 及び第 236 条の 72 にあっても、装備移転航空機に対しては当然に適用除外とされるものと解される。しかし、第 3 章第 2 節第 4 各項では、「・・・航空法施行規則第 236 条の 71 第 1 項で定める空域」「・・・航空法施行規則第 236 条の 71 第 1 項第 4 号の緊急用務空域に該当するか否かの別を確認しなければならない。」などと、これら航空法施行規則の規定がそのまま装備移転航空機にも適用されるかのような規定ぶりとなっており、不適切である。仮に、これら航空法施</p>	<p>本告示は、「防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊の使用する航空機等の安全性及び運航に関する基準、これらに乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない」とする自衛隊法第 107 条第 5 項の規定に基づいて防衛大</p>	なし

	<p>行規則の規定と同一の内容を基準として定めたいのであれば、まず、これら航空法施行規則の規定を本基準で準用する旨を本告示に明記した上で、「〇〇の規定により準用する航空法施行規則第236条の71第1項で定める空域」「・・・〇〇の規定により準用する航空法施行規則第236条の71第1項第4号の緊急用務空域に該当するか否かの別を確認しなければならない。」などと規定すべきではないか。</p>	<p>臣が定める基準を告示するものです。</p> <p>その上で、ご指摘の規定については、当該基準において、航空法施行規則の規定のうち、装備移転航空機についても参照することが適切な部分についてその部分を参照しているものであり、参照する先が装備移転航空機について適用除外とされている部分であるとしても、自衛隊法第107条第1項によって航空法の一部の条文（及びその細目である航空法施行規則の規定）の適用が一律的に除外されていることと矛盾するものではなく、「航空法施行規則の規定がそのまま装備移転航空機にも適用される」ことを意味するものでもありません。</p>	
7	<p>第3章第2節第4第3項において、「この節の第3第1項の規定にかかわらず」と規定されているが、第2節第3に項はないため、引用誤りと思われる。また、同項の「飛行場設置管理者」の定義が必ずしも明らかではないため、法令の用例等を踏まえた明確な規定に修正すべきである。</p>	<p>前段のご指摘について、その他の修正事項も踏まえ、条項の引用を修正いたしました。</p> <p>後段のご指摘について、当該規定の飛行場の管理者の定義を明確にしました。</p>	あり
8	<p>自衛隊法第107条第1項の規定に基づき、装備移転航空機（装備移転無人航空機を含む）については、航空法第132条の86第2項が適用除外とされている。そのため、同条の細目たる航空法施行規則第236条の79及び第236条の80にあっても、装備移転航空機に対しては当然に適用除外とされるものと解される。しかし、第3章第2節第5第2項第3号及び第5号では、それぞれ「・・・航空法施行規則第236条の79で定める距離を保って飛行を行うこと」「・・・航空法施行規則第236条の80で定め</p>	<p>本告示は、「防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊の使用する航空機等の安全性及び運航に関する基準、これらに乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機による災害を防止し、公共の安全を確</p>	なし

	<p>るものを輸送しないこと」と、これら航空法施行規則の規定がそのまま装備移転航空機にも適用されるかのような規定ぶりとなっており、前記の第3章第2節第4各項と同様に不適切である。</p>	<p>保するため必要な措置を講じなければならない」とする自衛隊法第107条第5項の規定に基づいて防衛大臣が定める基準を告示するものです。</p> <p>その上で、ご指摘の規定については、当該基準において、航空法施行規則の規定のうち、装備移転航空機についても参照することが適切な部分についてその部分を参照しているものであり、参照する先が装備移転航空機について適用除外とされている部分であるとしても、自衛隊法第107条第1項によって航空法の一部の条文（及びその細目である航空法施行規則の規定）の適用が一律的に除外されていることと矛盾するものではなく、「航空法施行規則の規定がそのまま装備移転航空機にも適用される」ことを意味するものでもありません。</p>	
9	<p>第3章第2節第6において、「この節の第3第1項各号に掲げる空域における飛行又はこの節の第4第2項各号に掲げる方法」と規定されているが、第3章第2節第3の規定に項はなく、また、第3章第2節第4第2項に号はないため、引用誤りと思われる。</p> <p>なお、上記6点のうち5点が第3章第2節の「装備移転無人航空機の運航基準」に係る規定であり、同節の規定の粗雑さが否めません。単純ミスにとどまらず、自衛隊法と航空法の適用関係等に関する理解が不十分なのではないか、とも思われます。防衛装備庁におかれては、国民の権利義務に関わる法令、告示等については、より一層チェック体</p>	<p>ご指摘について、その他の箇所の修正事項も踏まえ、条項の引用を修正しました。</p>	あり

	<p>制を強化の上、その他の規定にも誤り等がないか、今一度再確認願います。</p>		
1 0	<p>本基準案第3章では、「製造者」「機長」「編隊長」「装備移転無人航空機を飛行させる者」に対し、「・・・しなければならない」としている規定があります。これら規定は、個人又は法人たる「製造者」、「機長」、「編隊長」又は「装備移転無人航空機を飛行させる者」へ種々の義務を課す趣旨と解されます。</p> <p>上記を踏まえると、本基準案は、行政手続法第2条第1号に規定する「法律に基づく命令（告示を含む。）」に該当するものと思われませんが、その理解に誤りはありませんでしょうか。</p> <p>※同号では「法律に基づく命令（告示を含む。）」を「法令」の一つとして規定</p>	<p>「装備移転航空機を製造する者」は自衛隊法第107条第7項によって、防衛大臣が定める基準に適合することについて防衛大臣の確認を受けることが義務付けられています。本告示は、同法の規定を受けて「防衛大臣が定める基準」として定められるものであり、本告示自体を根拠として国民に義務を課すものではありません。</p> <p>なお、いわゆるパブリックコメントは、行政手続法 第6章において、同法第2条第8号に規定される「命令等」を対象とする旨記載されています。</p>	なし
1 1	<p>自衛隊法第107条第5項では、「自衛隊の使用する航空機等の安全性及び運航に関する基準、これらに乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準」を防衛大臣が定めなければならないと規定しているが、第三者に義務を課す趣旨の規定はない。更に、第三者に義務を課す趣旨の規定を政令又は防衛省令へ委任する旨の規定もない。</p> <p>一方で、同条第7項は、「装備移転航空機を製造する者は、第五項の規定により防衛大臣が定める基準（装備移転航空機に係るものに限る。）に適合することについて、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣の確認を受けなければならない。」と規定しており、装備移転航空機を製造する者に対し、防衛大臣の確認を受ける義務（更に、委任命令たる防衛省令の定める細目に従う義務）を課している。</p> <p>これらを比較するに、自衛隊法第107条第5項に規定するところの「自衛隊の使用する航空機等の安全性及び運航に関する基準、これらに乗り組んで運航に従事する者の</p>	<p>「装備移転航空機を製造する者」は自衛隊法第107条第7項によって、防衛大臣が定める基準に適合することについて防衛大臣の確認を受けることが義務付けられています。そして、ここでいう「製造」とは、機体の組立て等の実際の製造行為のみならず、製造過程における試験飛行等を含むものであり、例えば製造過程における試験飛行に係る航空機の使用も「装備移転航空機を製造する者」に含まれます。</p> <p>なお、本告示は、同法の規定を受けて「防衛大臣が定める基準」として定められるものであり、本告示自体を根拠として国民に義務を課すもので</p>	なし

<p>技能に関する基準」は、(同条第7項に規定する防衛省令とは異なり)あくまで法的拘束力がなく、当該基準に従うか否かについては、装備移転航空機の利用者、機長等の任意に委ねられる、ということにならないか。</p> <p>航空機の安全性及び運行に関する基準並びに運行従事者の技能に関する基準は、航空安全の確保の上で極めて重要であり、これらの重要性は、装備移転航空機であってもいささかも変わることはないと考えられるところ、「基準」という曖昧な性質のもので定めるのではなく、法律又は法律の委任に基づく政令若しくは防衛省令で定め、法的拘束力を持たせるべきではないか。</p> <p>なお、自衛隊機に係るこれら基準については、航空機の運航に関する訓令等の防衛大臣が定める内規で定められていると承知しているが、自衛隊機及び自衛隊機の利用者(自衛隊の部隊等)に対しては、防衛大臣の指揮監督が当然に及ぶ以上、当該内規に従う(法的)義務が生じているものと認識している。一方で、装備移転航空機については、主に第三者が使用することが想定されるため、これら基準は、法的拘束力を有する法令で定める必要があるものと思料される。</p>	<p>はありません。</p>	
--	----------------	--